

承認第3号 説明資料

幕別町税条例等の一部を改正する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第55条 略</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。</p>	<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第55条 略</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（<u>独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。</u>）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(1)～(6) 略</p> <p>第57条～第58条の2 略</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。</p> <p>第60条～第151条 略</p> <p>附 則 第1条～第10条 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略 2及び3 略</p> <p>4 法附則第15条第2項第6号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>第57条～第58条の2 略</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、<u>第12号又は第16号</u>の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。</p> <p>第60条～第151条 略</p> <p>附 則 第1条～第10条 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略 2及び3 略</p> <p>4 <u>法附則第15条第2項第7号</u>に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第33項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第33項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>9 略</p> <p>第11条～第27条 略</p>	<p><u>9</u> 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び<u>令附則第12条第36項に規定する補助金等</u></p> <p>(6) 略</p> <p>9 略</p> <p>第11条～第27条 略</p>

幕別町税条例等の一部を改正する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例																																																
<p>○幕別町税条例の一部を改正する条例 (平成27年12月11日 条例第33号)</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p style="text-align: center;">(町たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 略 2～9 略</p> <p>10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 33%;">第7項の表以外の部分</td> <td style="width: 33%;">第4項の</td> <td style="width: 33%;">第9項の</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">から</td> <td style="text-align: center;">、第5項及び</td> </tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>11 略</p> <p>12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 33%;">第7項の表以外の部分</td> <td style="width: 33%;">第4項の</td> <td style="width: 33%;">第11項の</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">から</td> <td style="text-align: center;">、第5項及び</td> </tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>13 略</p>	略			第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の		から	、第5項及び	略			略			第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の		から	、第5項及び	略			<p>○幕別町税条例の一部を改正する条例 (平成27年12月11日 条例第33号)</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p style="text-align: center;">(町たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 略 2～9 略</p> <p>10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 33%;">第7項の表以外の部分</td> <td style="width: 33%;">第4項の</td> <td style="width: 33%;">第9項の</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">同項から前項まで</td> <td style="text-align: center;">同項、第5項及び前項</td> </tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>11 略</p> <p>12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 33%;">第7項の表以外の部分</td> <td style="width: 33%;">第4項の</td> <td style="width: 33%;">第11項の</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">同項から前項まで</td> <td style="text-align: center;">同項、第5項及び前項</td> </tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>13 略</p>	略			第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の		同項から前項まで	同項、第5項及び前項	略			略			第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の		同項から前項まで	同項、第5項及び前項	略		
略																																																	
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の																																															
	から	、第5項及び																																															
略																																																	
略																																																	
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の																																															
	から	、第5項及び																																															
略																																																	
略																																																	
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の																																															
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項																																															
略																																																	
略																																																	
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の																																															
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項																																															
略																																																	

現 行 条 例

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	から	、第5項及び
略		

第7条及び第8条 略

改 正 条 例

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項
略		

第7条及び第8条 略

幕別町税条例等の一部を改正する条例の概要

法……………地方税法（昭和25年法律第226号）
 法附則……………地方税法附則
 平成27年改正法附則……………地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則
 条例……………幕別町税条例（昭和30年条例第18号）
 条例附則……………幕別町税条例附則
 平成27年改正条例附則……………幕別町税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第33号）附則

第1条関係（幕別町税条例関係）

税目名 固定資産税

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等														
1 非課税の範囲	法第348条第2項第16号 条例第56条	非課税の範囲の追加 独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供する施設を非課税に加える。	平成28年4月1日から施行し、平成28年度から適用する。														
2 非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告	法第348条第2項第16号 条例第59条	非課税の規定を受けなくなった場合の所有者の申告 条例第56条で非課税の範囲に加えられた施設が、非課税の適用要件を満たさなくなった場合に、その旨の申告義務について規定する。	平成28年4月1日から施行し、平成28年度から適用する。														
3 わがまち特例の割合を定める規定	法附則第15条第29項 条例附則第10条の2	特定再生可能エネルギー発電施設の軽減割合の規定 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発電施設</th> <th colspan="2">法の規定</th> <th rowspan="2">本町で定める割合</th> </tr> <tr> <th>参酌基準</th> <th>わがまち特例の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">太陽光・風力</td> <td style="text-align: center;">$\frac{2}{3}$</td> <td style="text-align: center;">$\frac{1}{2}$以上$\frac{5}{6}$以下</td> <td style="text-align: center;">$\frac{2}{3}$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水力・地熱・バイオマス</td> <td style="text-align: center;">$\frac{1}{2}$</td> <td style="text-align: center;">$\frac{1}{3}$以上$\frac{2}{3}$以下</td> <td style="text-align: center;">$\frac{1}{2}$</td> </tr> </tbody> </table>	発電施設	法の規定		本町で定める割合	参酌基準	わがまち特例の範囲	太陽光・風力	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{5}{6}$ 以下	$\frac{2}{3}$	水力・地熱・バイオマス	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{3}$ 以上 $\frac{2}{3}$ 以下	$\frac{1}{2}$	平成28年4月1日から施行し、平成29年度から適用する。
発電施設	法の規定			本町で定める割合													
	参酌基準	わがまち特例の範囲															
太陽光・風力	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{5}{6}$ 以下	$\frac{2}{3}$														
水力・地熱・バイオマス	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{3}$ 以上 $\frac{2}{3}$ 以下	$\frac{1}{2}$														

第2条関係（幕別町税条例の一部を改正する条例関係）

税目名 町たばこ税

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等
1 文言の整理	平成27年改正法附則20条 平成27年改正条例附則第6条	地方税法の改正に伴い、経過措置に係る文言の整理	平成28年4月1日から施行し、平成28年度から適用する。